

第104号

令和6年7月

生鮮EDI

●令和6年度通常総会の概要

●続・食料安保の話

●【新連載】(第1回)

物流環境変化により求められる
生鮮流通(物流)の取組み
～農産物を中心に～



生鮮取引電子化推進協議会

「生鮮EDI」第104号 目次

	ページ
● 令和6年度通常総会の概要	1
● 続・食料安保の話	17
生鮮取引電子化推進協議会 事務局長 佐南谷 英龍	
● 【新連載】（第1回） 物流環境変化により求められる生鮮流通（物流）の取組み ～農産物を中心に～	26
公益財団法人 流通経済研究所 農業・物流・地域部門 副部門長 主任研究員 田代 英男 氏	
● 巻末コラム	37
生鮮取引電子化推進協議会 事務局 田中 成児	
● 生鮮EDI等に関する勉強会への支援について	40
● 編集後記	

令和6年度 通常総会の概要

令和6年度通常総会を下記の通り開催しましたので、その概要についてご報告します。

来賓には農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課の藏谷課長、公益財団法人食品等流通合理化促進機構から村上会長にご臨席いただき、ご挨拶を賜りました。

規約により勇崎会長が議長となり、議事次第に基づき議案審議を行い、各議案とも原案通り承認されました。



■日 時：令和6年6月24日（月）13：00～14：00

■会 場：喜山倶楽部 飛鳥の間 （東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館9階）

■次 第：

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 来賓挨拶

4. 議長の選出

5. 議事録署名人の選出

6. 議 案

第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算報告について

第2号議案 令和5年度繰越金処分について

第3号議案 令和6年度事業計画及び収支予算について

第4号議案 役員の補欠選任について

第5号議案 その他

7. 閉 会

令和6年度 通常総会 会長挨拶

生鮮取引電子化推進協議会

会長 勇 崎 恒 宏

本日は、会員の皆様にはご多忙のところ、生鮮取引電子化推進協議会の令和6年度通常総会にご出席いただき、ありがとうございます。また、農林水産省食品流通課の蔵谷課長、並びに食品等流通合理化促進機構の村上会長のご臨席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、昨年5月に新型コロナが感染症法の5類に位置づけられ社会経済活動が正常化し、インバウンド需要もコロナ禍以前の水準を回復、株価も34年ぶりに最高値を更新するなど、デフレ経済から脱却し持続的な経済成長への移行も視野に入ってきました。

他方、エネルギーなど諸物価の上昇圧力は依然として根強く、労働力不足も深刻化するなど厳しい状況の中、いわゆる「2024年問題」に食品流通業界挙げて対応に努めております。令和5年6月の「物流革新に向けた政策パッケージ」を受け、中央市場青果卸売協会をはじめ生鮮食品流通分野でも各団体で自主行動計画が策定されております。

これまで生鮮食品流通に大きな混乱は生じてはおりませんが、その影響は様々な面に出てきており夏場に向けて生鮮食品流通をいかに円滑に確保していくか予断を許さない状況にあると考えております。

このような中、物流デジタルトランスフォーメーション（DX）や物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の合理化・効率化の一層の加速化が求められており、生鮮取引の電子化推進を目指す当協議会の果たすべき役割は、今後とも重要性を増すものと考えております。

本日は、令和5年度の事業報告と決算報告、令和6年度の事業計画と予算などについてお諮りいたします。

日本の社会経済活動がコロナ禍から脱却して、「2024年問題」に対処し物流の効率化に国を挙げて取り組む中、令和6年度の生鮮EDI協議会の事業運営にも意欲的に取組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、今後とも会員の皆様方の御理解・御支援をお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

令和5年度 事業報告（案）

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

1. 全体概要

生鮮取引電子化推進協議会（以下「協議会」という。）の活動につきまして、令和5年度は先進事例見学会を例年通り開催し、生鮮 EDI の普及啓発及び協議会会員企業・団体の発展に資するため、生鮮取引電子化セミナーの開催及び会報「生鮮 EDI」の発行等を行いました。

まず、生鮮取引電子化セミナーは、「物流 2024 年問題」への対応について」というテーマを掲げハイブリッド形式で開催し、物流 2024 年問題の影響と、それに対する農林水産省の支援策などに関して農林水産省の戎井卸売市場室長にご解説いただきました。なお、本セミナーの動画は昨年同様ウェブに掲載して、いつでも視聴できるようにしてあります。

先進事例見学会は2回開催し、1 回目は京都市中央卸売市場第一市場を、2 回目は北九州青果株式会社を見学しました。1 回目の京都市場では、再整備された新水産棟の閉鎖型施設や冷凍・冷蔵施設など衛生管理が向上した機能を中心に学習しました。2 回目の北九州青果株式会社では、ストックポイントとして機能する施設として新たに整備された共同物流拠点施設「Marukita Logistics Base（呼称：ロジ・ベース）」を見学し、「2024 年問題」に対する解決策の一つとして学習しました。

会報「生鮮 EDI」については例年通り季刊で4回発行しました。

会員相互の勉強会等における講師派遣等については、2 件の支援を行いました。

2. 事業内容

（1）生鮮取引電子化セミナーの開催

生鮮取引電子化セミナーについて、以下の講演をハイブリッド形式で行いました。

開催時間	講演内容
第1回 1月30日（火） 13:30～15:00	～「物流 2024 年問題」への対応について～ 講師：農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課 卸売市場室長 戎井 靖貴氏 会場で22名、Webで70名以上の参加があった。 

第1号議案

(2) 先進事例見学会の開催

先進事例の見学会について、以下の通り行いました。

開催時間	見学先
第1回 9月29日（金） 5:00～11:30	・京都市中央卸売市場第一市場（京都市下京区朱雀分木町80番地） （参加人数：15名） 令和3年9月に新水産棟Ⅰ期エリア、令和5年3月に新水産棟Ⅱ期エリアが竣工し、新水産棟が全面オープン、卸売場に隣接して京都塩干魚卸売協同組合が冷凍冷蔵倉庫を令和4年12月に竣工し、令和5年3月から稼働している。（新青果棟に関しては令和10年度の完成を目指して現在工事を進めている。） 京都市中央卸売市場第一市場の開設者である京都市と、一般社団法人京都市中央卸売市場協会、冷凍冷蔵倉庫の整備者である京都塩干魚卸売協同組合の案内で、新水産棟を中心に京都市中央卸売市場第一市場と京都塩干魚卸売協同組合様の冷凍冷蔵倉庫を見学し、新水産棟の閉鎖型施設や冷凍・冷蔵施設など衛生管理の向上を前面に押し出したコンセプトのもと、消費者の安全・安心指向に 대응する施設として、新しい時代に向けての卸売市場の姿を学習した。    

	
第 2 回 12 月 8 日（金） 10:00～12:00	・北九州青果株式会社（北九州市小倉北区西港町 94 番地の 9） （参加人数：23 名） 物流の 2024 年問題による物流の影響が懸念される中、既存の青果売りに隣接した用地（約 7,000 m²）に共同物流拠点施設「Marukita Logistics Base（呼称：ロジ・ベース）」を北九州青果が建設し、令和 5 年 10 月から運用開始した。 「Marukita Logistics Base」は、九州の各産地から出荷される青果物を大型トレーラーに積み替え、フェリー（新門司～横須賀）を利用したモーダルシフトによって関東地区に効率的に輸送する機能と北九州市中央卸売市場の品質管理機能を有した卸売場を時間帯別に区分して利用することができる施設となっており、「物流 2024 年問題」への一つの解決策を学習した。 

第1号議案

(3) 会報の発行

機関誌「生鮮 EDI」を季刊で4回発行しました。主な掲載内容は、以下のとおりです。

◆第100号（令和5年6月発行） ・ 創刊100号を祝して（会長 勇崎 恒宏） ・ 令和5年度通常総会の概要 ・ 大豆の話（事務局長 佐南谷 英龍） ・ 【連載 第1回】 COVID-19および食品ECをめぐる現状と展望 (株式会社農林中金総合研究所 主事研究員 一瀬 裕一郎 氏) ・ 青果物流通におけるコード・情報標準化の取組について（発表2） (株式会社野村総合研究所 プリンシパル 森川 健 氏)
◆第101号（令和5年9月発行） ・ おコメの話（事務局長 佐南谷 英龍） ・ 【連載 第2回】 新たな青果物地域流通システムの展開と地域コミュニティ (株式会社農林中金総合研究所 主任研究員 小針 美和 氏) ・ 青果物流通におけるコード・情報標準化の取組について（発表3） (株式会社 Kikitori 代表取締役社長 上村 聖季 氏)
◆第102号（令和5年12月発行） ・ 続おコメの話（事務局長 佐南谷 英龍） ・ 【連載 第3回】 生鮮魚介類の消費動向と地域性 (株式会社農林中金総合研究所 主任研究員 岡添 巨一 氏) ・ 第1回先進事例見学会の概要（京都市中央卸売市場第一市場） ・ 青果物流通におけるコード・情報標準化の取組について（発表4） (株式会社 SenSprout マネージャー 一ツ木 宗之 氏)
◆第103号（令和6年3月発行） ・ 食料安保の話（事務局長 佐南谷 英龍） ・ 【連載 第4回】 食品ロス・食品廃棄の削減に向けた欧州の卸売市場の動き (株式会社農林中金総合研究所 主事研究員 一瀬 裕一郎 氏) ・ 第2回先進事例見学会の概要（丸北物流拠点）

（４）講師派遣等協力

生鮮 EDI に関する会員相互の勉強会のほか、会員の業界における関心事項についての講演会に対し、以下のとおり講師派遣費等の支援を行いました。

【講師派遣等実績】

主催者	開催日時	講師	研修内容 (講演テーマ)
(一社)日本外 食品流通協会	令和5年 5月24日(水) 15:00～16:20	ノースアジア大学経済学部 特任教授 野口 秀行 氏	変わる日本・変 わる経営
(公財)日本 食肉市場卸売 協会	令和5年 9月28日(木) 13:30～16:00	(株)シグマクシス 常務執行役員 田中 宏隆 氏	代替肉の消費者 評価ならびに市 場動向について

（５）生鮮標準商品コードの維持管理業務

青果物流通情報処理協議会（青流協）が行ったベジフルコード更新に合わせ、令和5年4月（第39次）及び令和5年10月（第40次）に青果標準商品コードのバージョンアップを行うとともに、関係業界において広く活用できるように、協議会及び流通システム標準普及推進協議会のホームページ上に公開しました。

3. 会議の開催等

（１）理事会

【第1回】（オンライン併用開催）

■ 開催日時：令和5年6月9日（金）11:30～12:30

■ 議 案：

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算報告について

第2号議案 令和4年度繰越金処分について

第3号議案 令和5年度事業計画及び収支予算について

第4号議案 役員の改選について

第5号議案 その他

（２）通常総会（オンライン併用開催）

■ 開催日時：令和5年6月9日（金）13:00～14:00

■ 議 案：

第1号議案

- 第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算報告について
- 第2号議案 令和4年度繰越金処分について
- 第3号議案 令和5年度事業計画及び収支予算について
- 第4号議案 役員の改選について
- 第5号議案 その他

(3) 企画運営委員会

【第1回】(オンライン併用開催)

■ 開催日時：令和5年5月15日(月) 10:30～12:00

■ 議 案：

1. 令和4年度 事業報告(案)および収支決算(案)について
2. 令和4年度繰越金処分(会費の戻入処理)について
3. 令和5年度 事業計画(案)および収支予算(案)について
4. 役員の改選について
5. 令和5年度 第1回理事会・通常総会について
6. その他

【第2回】(オンライン併用開催)

■ 開催日時：令和5年11月9日(木) 10:30～12:00

■ 議 案：

1. 令和5年度活動状況及び今後の予定

(4) 監事監査

■ 開催日時：令和5年5月26日(金) 10:30～11:30

■ 会 場：公益財団法人 食品等流通合理化改善促進機構 会議室

令和5年度 収支決算(案)

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
I 収入の部				
1. 会費収入	5,820,000	5,970,000 [※]	150,000	※正会員:50 賛助会員:9
2. 事業収入	0	0	0	
3. 補助金収入	0	0	0	
4. 利子収入	0	42	42	
5. 雑収入	0	571	571	※デビットカードポイント還元額、 戻入額
6. 前年度繰越金	4,058,021	4,058,021	0	
収入合計	9,878,021	10,028,634	150,613	
II 支出の部				
1. セミナー開催費	900,000	465,490	△ 434,510	1月開催 (ウェビナー形式)
2. 先進事例視察費	900,000	950,447	50,447	9月京都、12月北九州開催
3. 会報発行費	1,200,000	1,173,100	△ 26,900	4回発行
4. 資料発送費	30,000	29,048	△ 952	会報発送等
5. EDI普及資料作成費	100,000	0	△ 100,000	パンフレット作成費等
6. 講師派遣等協力費	250,000	75,440	△ 174,560	2件
7. 会議開催費	1,000,000	1,189,099	189,099	総会・理事会 企画運営委員会2回
8. 雑役務費	2,500,000	2,483,336	△ 16,664	賃金、消耗品等
9. 予備費	2,998,021	0	△ 2,998,021	
支出合計	9,878,021	6,365,960	△ 3,512,061	
12. 次期繰越額	0	3,662,674	3,662,674	
総 合 計	9,878,021	10,028,634	150,613	

監 査 報 告 書

令和5年度の生鮮取引電子化推進協議会事業報告書、決算報告書の提出を受け、監査いたしました。諸帳簿、証拠書類等いずれも適正に処理されており、かつ、次期繰越金額についても妥当と認めるので、ここに報告します。

令和6年5月30日

生鮮取引電子化推進協議会

監事 中 村 祥 典 

監事 廣 川 治 

繰越金処分(案)

当期処分繰越金 3, 6 6 2, 6 7 4 円

これを次のとおり処分する。

次期繰越金 3, 6 6 2, 6 7 4 円

令和6年度事業計画（案） （令和6年4月1日～令和7年3月31日）

1. 基本方針

令和6年度は、3年以上続いた「コロナウイルス」の流行は収束に向かったものの、ロシアのウクライナへの軍事行動、中東の紛争拡大など、世界的に不安定な状況が続いており、極端な円安も相まってエネルギー・食料・飼料などの価格高騰傾向が続いています。また、日本国内においても、令和6年正月早々に北陸地域に甚大な被害を与えた能登半島地震の発生と全国的に続く大・中規模地震の発生や日航機と海保機の衝突事故など、不穏な世相となっております。

加えて、働き方改革関連法により、自動車運転業務の時間外労働時間の上限規制が2024年4月から適用されることによって生じる「物流の2024年問題」の年に突入し、生鮮流通業界はもちろん、全業界にわたって対応を余儀なくされております。

国の施策としても、農林水産省でも昨年12月に全国各地・各品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るため、農林水産省の各品目・業界担当部署が参画する「農林水産省物流対策本部」（本部長：農林水産大臣）を設置し、下記を検討・実施することにしております。

- ① 政府全体の物流対策の取組状況、農林水産省所管の各品目・業界における物流対策の取組状況等の共有
- ② 全国各地・各品目の関係者の物流確保に関する意識の醸成
- ③ 産地の共同輸送拠点や予冷施設の整備、パレット化、荷待ち・荷役時間削減などに関する成果目標の設定
- ④ 全国各地・各品目の関係者による物流確保に向けた具体的な取組の推進（産地の共同輸送拠点や予冷施設の整備、共同輸送による積載率の向上・大ロット化、中継輸送による長距離輸送の削減、標準パレットの導入による荷待ち・荷役時間の削減、モーダルシフトなど）
- ⑤ 全国各地・各品目の関係者と協力して取り組む、更なる物流の効率化

このような状況の下に、生鮮取引電子化推進協議会（以下、「協議会」という。）は、令和6年度も引き続き、生鮮流通業界の事業活動に資する最新の情報提供に努め、取引電子化のみならず物流効率化等を含めた生鮮流通業者の業務改善に寄与していくため、以下の諸活動に取り組めます。

2. 事業計画

（1）生鮮取引電子化セミナー等の開催

生鮮 EDI を中心に生鮮流通の効率化に資するテーマによりセミナーを開催し、会員をはじめとする生鮮流通業界への啓発を推進します。本年度も広く参加を募れるよう、オンライン併用によるハイブリッド方式で開催するとともに、その模様（動画）を随時閲覧できるようにアーカイブ配信も行います（1～2 回程度を予定）。

開催時期（予定）	開催地区（方法）	課題テーマ（例）
令和 6 年 9 月	全国 3 地区程度 (ハイブリッド方式)	・ 流通 BMS ・ 物流の 2024 年問題
令和 7 年 1 月	全国 3 地区程度 (ハイブリッド方式)	・ 生鮮標準商品コード ・ 生鮮物流サプライチェーン 事業の先進事例

（2）先進事例見学

生鮮流通の効率化に関する先進事例について見学会を開催します。（1～2 回を予定）

開催時期（予定）	見学先候補（調整中）
令和 6 年 8 月	・ 物流会社の食品向け配送センター
令和 6 年 11 月	・ 生鮮物流サプライチェーン事業の先進事例先 等

（3）会報「生鮮 EDI」の発行（4 回）

協議会の活動連絡、EDI 導入事例の紹介、流通 BMS の導入・普及動向等、生鮮 EDI の普及・推進に必要な情報を提供するため、会報「生鮮 EDI」を四半期毎に発行します。

（4）EDI 普及資料の作成、配布

先進的な技術・EDI 導入事例など取引電子化等に関する参考資料等を作成し、会員に配布します。

（5）講師派遣等協力

生鮮 EDI に関する会員相互の勉強会をはじめ、会員の業界における関心事項をテーマとする講演会等に対し、講師派遣費や会議費等の支援を行います。ウェビナーやズームミーティングなどオンラインによる勉強会の支援も積極的に行います。

（6）生鮮標準商品コードの維持管理業務

生鮮標準商品コードについて、流通システム標準普及推進協議会（流通 BMS 協議会）とも協力して、その維持管理業務を行うこととし、更なる普及推進に努めます。

（7）その他

ホームページやメール等を有効活用し、会員に対する情報発信を積極的に行います。

第3号議案

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

区 分	前年度 予算額	令和6年度 予 算 額	対前年度 増 減 額	備 考
I 収入の部				
1. 会費収入	5,820,000	※ 5,970,000	150,000	※正会員:50 賛助会員:9
2. 事業収入	0		0	
3. 補助金収入	0		0	
4. 利子収入	0		0	
5. 雑収入	0		0	
6. 前年度繰越金	4,058,021	3,662,674	△ 395,347	
収入合計	9,878,021	9,632,674	△ 245,347	
II 支出の部				
1. セミナー開催費	900,000	900,000	0	2回開催
2. 先進事例視察費	900,000	900,000	0	2ヶ所
3. 会報発行費	1,200,000	1,200,000	0	4回発行
4. 資料発送費	30,000	30,000	0	会報他
5. EDI普及資料作成費	100,000	50,000	△ 50,000	パンフレット作成費等
6. 講師派遣等協力費	250,000	150,000	△ 100,000	3件
7. 会議開催費	1,000,000	1,200,000	200,000	理事会、総会 企画運営委員会
8. 雑役務費	2,500,000	2,500,000	0	
9. 予備費	2,998,021	2,702,674	△ 295,347	
支出合計	9,878,021	9,632,674	△ 245,347	

生鮮取引電子化推進協議会 令和6年度 役員名簿（案）

会 長

勇崎 恒宏	札幌みらい中央青果株式会社	代表取締役会長
-------	---------------	---------

副会長

八木沼 隆	日本生活協同組合連合会	常務執行役員
井原 實	日本ボランティアチェーン協会	会長
齊藤 千春	全国農業協同組合連合会	園芸部 次長
前田 雄一	東京青果株式会社	情報システム部長

理 事

出田 安利	一般社団法人全国中央市場青果卸売協会	専務理事	
小林 博行	公益財団法人 日本食肉流通センター	専務理事	
山口 琢磨	一般社団法人全国水産卸協会	専務理事	
井出 禎久	全国青果卸売協同組合連合会	専務理事	補欠選任
千葉 和男	全国水産物商業協同組合連合会	専務理事	
長岡 英典	一般社団法人大日本水産会	常務理事	
三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会	常務理事	
城山 将臣	一般社団法人全国スーパーマーケット協会	事業部長	
山田 啓二	全国青果物商業協同組合連合会	専務理事	
森木 晋也	一般社団法人日本花き卸売市場協会	常務理事	補欠選任

監 事

中村 祥典	一般社団法人日本外食品流通協会	専務理事
廣川 治	公益社団法人日本食肉市場卸売協会	専務理事

（順不同、敬称略）

生鮮取引電子化推進協議会 会員名簿

(令和6年6月現在)

正会員(50)			
No.	団体・企業名	No.	団体・企業名
1	全国農業協同組合連合会	26	横浜丸中青果(株)
2	日本園芸農業協同組合連合会	27	セントライ青果(株)
3	全国農業協同組合連合会 福岡県本部	28	京都青果合同(株)
4	(一社)全国中央市場青果卸売協会	29	広印広島青果(株)
5	(一社)全国青果卸売市場協会	30	北九州青果(株)
6	全国青果卸売協同組合連合会	31	水戸中央青果(株)
7	全国青果物商業協同組合連合会	32	(株)石巻青果
8	(独)農畜産業振興機構	33	静岡VF(株)
9	(一社)日本花き卸売市場協会	34	プリマハム(株)
10	(公社)日本食肉市場卸売協会	35	大都魚類(株)
11	東京食肉市場卸商協同組合	36	築地魚市場(株)
12	全国漁業協同組合連合会	37	第一水産(株)
13	(一社)全国水産卸協会	38	横浜魚類(株)
14	全国魚卸売市場連合会	39	中部水産(株)
15	全国水産物卸組合連合会	40	名北魚市場(株)
16	全国水産物商業協同組合連合会	41	名古屋海産市場(株)
17	(一社)大日本水産会	42	大東魚類(株)
18	(一社)全国スーパーマーケット協会	43	大京魚類(株)
19	(一社)日本ボランティアチェーン協会	44	(株)うおいち
20	日本生活協同組合連合会	45	マルハニチロ(株)
21	(一社)日本外食品流通協会	46	(株)ニチレイフレッシュ
22	札幌みらい中央青果(株)	47	全日本食品(株)
23	仙台あおば青果(株)	48	ハウス食品グループ本社(株)
24	東京青果(株)	49	(株)JFフラワー&ロジ
25	東京荏原青果(株)	50	(公財)日本食肉流通センター

(順不同)

No.	賛助会員(9)	No.	特別会員(8)
1	(株)イシダ	1	東京聖栄大学 教授 藤島 廣二
2	JFEエンジニアリング(株)	2	卸売市場政策研究所 代表 細川 允史
3	(株)寺岡精工	3	フードサプライ研究所 代表 浅沼 進
4	農林中央金庫	4	(株)農経新聞社 代表取締役社長 宮澤 信一
5	(一財)流通システム開発センター	5	(株)日本農業新聞 監査室長 岡部 泰志
6	(株)サイバーリンクス	6	(一社)米ゲル技術研究所 所長 杉山 純一
7	(株)ひむか流通ネットワーク	7	流通科学大学商学部 教授 白鳥 和生
8	イーサポートリンク(株)	8	(株)農経企画情報センター 小林 彰一
9	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc		

(敬称略)

続・食料安保の話

生鮮取引電子化推進協議会 事務局長
佐南谷 英龍

はじめに

前回に引き続き、食料安全保障（「食料安保」）についてご紹介したいと思います。今回は国連食糧農業機関（FAO）や英国、国際的な英誌エコノミスト・グループ傘下の民間シンクタンクにおける食料安保の議論を取上げましたので、今回は我が国における食料安保を巡る状況に触れてみたいと思います。ご承知の方もいらっしゃると思いますが、この5月に食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに大改正されました。農政の憲法ともいわれる基本法の今回の改正においては、近年の世界の食料需給状況、新型コロナ禍、地球温暖化の進行等を背景に食料安全保障の確保が最大のテーマとなりました。このため、前回の国際的な文脈における食料安保の議論に照らして我が国の食料安保の議論を理解するよい機会かと思っておりますので、今回の基本法の改正についてご紹介したいと思います。

1. 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」の策定

今回の基本法改正は、昨年5月に食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において取りまとめられた「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で示された基本方針に基づいて行われました。この本部は、総理大臣を本部長、官房長官と農林水産大臣が副本部長、その他関係大臣を本部員とする大がかりなもので農政の憲法ともいわれる基本法の改正にける政府の意気込みが感じられます。

この本部決定の背景となったのは、さらに遡って、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルスの国際的及び国内での感染の拡大、令和4年（2022年）に勃発し未だ収束の兆しのみられないウクライナ戦争などによる食料、エネルギー資源、原材料供給の混乱、これに伴う穀物、エネルギー価格の高騰など国際的な社会経済の大混乱がありました。これらの不測の事態による大混乱のほか、その影響の深刻化が懸念される地球温暖化問題にどのように対処するかということも含め、基本法をはじめとする食料・農業・農村政策について幅広く議論が行われることになりました。

このような経緯を経て、上記の「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（展開方向）が決定され、その最重要の柱として基本法の大改正がなされるに至ったという次第です。

さて、その「展開方向」について、少し詳しく見てみましょう。そこでは、食料・農業・農村政策の広範な分野について、

- ① 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

② 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

③ 人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

という3つの新たな展開方向が示されました。以下の概要図（出典：首相官邸HP食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(第4回)配布資料）には、さらに具体的な方向性が示されています。

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

- **食料安全保障の定義**
食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、**平時からの食料安全保障**を確保。
- **輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化**
小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の**国内農業生産の増大**や**飼料、肥料等の生産資材の確保**を図るとともに、**輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も重視**。
- **海外市場も視野に入れた産業に転換**
輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。
- **適正な価格形成に向けた食料システムの構築**
持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの**各段階で適正な価格形成の実現**。
- **全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善**
買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康的な食生活が送れるよう**地域の食品事業者による供給体制を整備**。

第1番目の「平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立」という分野では、食料安全保障について、集合同的な国民全体というより「国民一人一人」のレベルを設定し、食料を「いつでも」、「容易に入手可能」な状態にすることと食料安全保障を定義し、「不測時」や「有事」だけではなく「平時」からの食料安全保障を確保するとされています。

また、「輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保」という観点も明記されました。

「食料システム」として生産から加工・流通・販売までの各段階を一体としてとらえ、その持続可能性を確保するための各段階での適正な価格形成の実現という方向性も打ち出されました。

さらに、買い物弱者や経済的な弱者も含め「全ての国民」が「健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善」という観点も示されています。

以上のような食料安全保障のとらえ方は、前回ご紹介した国際的な動向、例えばFAO（国連食糧農業機関）や2021年英国食料安全保障レポート（The UK Food Security Report 2021）と軌を一にするものと考えられます。前回ご紹介したFAOや英国食料安保レポートの定義や分析の視点を以下に再掲しておきます。

○世界食糧サミット 行動計画（1996年FAO）（World Food Summit Plan of Action）
食料安全保障は、全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活

上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも経済的にも入手可能であるときに達成される。

Food security exists when all people, at all times, have physical and economic access to sufficient, safe and nutritious food to meet their dietary needs and food preferences for an active and healthy life.

○英国食料安全保障レポートにおける食料安保分析のテーマ

テーマ：1 国際的な食料の入手可能性（Global Food Availability）

テーマ：2 英国の食料供給元（UK Food Supply Sources）

テーマ：3 サプライチェーンの強靱性（Supply Chain Resilience）

テーマ：4 家庭の食料安全保障（Food Security at Household Level）

テーマ：5 食品安全性と消費者の信頼（Food Safety and Consumer Confidence）

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

○ 環境と調和のとれた食料システムの確立

- ・環境負荷低減等を行う**持続的な農業を主流化**。
- ・農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体でグリーン化**。

展開方向の第2番目の「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換」の部分では食料安全保障に直接的に結び付けられてはいませんが、持続的な農業生産を主流化し環境と調和のとれた食料システムを確立していこうとするもので、食料安全保障に資するものと考えられます。

人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

～急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立～

○ 人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立

- ・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の**受け皿となる経営体等（担い手）の育成・確保**。
- ・**農業法人等の経営基盤の強化**。
- ・地域の話し合いを基に、担い手に加え、**多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産につなげる**。

○ スマート農業などによる生産性の向上

- ・**スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保**。
- ・**農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保**。

○ 家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護 等

- ～農村人口減少の中での農村集落機能の維持～
- 農村コミュニティの維持
 - ・ イノベーションによるビジネス創出や情報基盤整備等により都市から農村への移住、関係人口の増加等を図る。
 - 農村インフラの機能確保
 - ・ 集落機能の低下が懸念される地域においても、農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理を図る。

また、第3の展開方向「人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立」は農業の担い手の確保・育成、農業水利施設等の維持管理など強固な食料供給基盤の確立を目指しており、第2の展開方向と同様に食料安全保障への直接的な関連付けはなされていませんが、食料安保に資するものであることは言うまでもありません。

2. 食料・農業・農村基本法の改正

(1) 基本法改正の概要

このような「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に沿って、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会をはじめとして基本法の検証・見直し作業が行われ、この5月に国会での審議を経て基本法の改正がなされました。

基本法の改正は多岐にわたりましたが、概要は以下のとおりです。ここでは、4項目にまとめて整理されていますが、基本的には「新たな展開方向」に沿って具体的な検討を深め基本法の改正が行われています。

【法律案の概要】（出典：農林水産省HP）

食料安全保障の確保

(1) 基本理念について、

①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を

「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。
(第2条第1項関係)

②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。

(第2条第4項関係)

③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。

(第2条第5項関係)

(2) 基本的施策として、

①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）

(第19条及び第21条関係)

②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）

(第22条関係)

③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。

(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。** (第3条関係)
- (2) **基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。** (第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- (1) **基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。** (第5条関係)
- (2) **基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。** (第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- (1) **基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。** (第6条関係)
- (2) **基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。** (第43条から第49条まで関係)

(2) 食料安全保障に関する改正の概要

基本法改正における食料安全保障に関する改正内容について少し細かくなりますが具体的な条文レベルまでご紹介しましょう。特にポイントとなる改正部分について、網掛けをしてみました。

《改正前》

(目的)

第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。



《改正後》

(目的)

第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、**食料安全保障の確保等**の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

《改正前》

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

3 (略)

4 (略)



《改正後》

(食料安全保障の確保)

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障(良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。)の確保が図られなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。

3 (略)

4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。(第4項新設：筆者注)

5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム(食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。)の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。(第5項新設：筆者注)

6 (略)

① ご覧のように、第1条では、基本理念の例示として「食料安全保障の確保」が明記されました。

② 次に、第2条の「見出し」が（食料の安定供給の確保）から（食料安全保障の確保）に改められ、第1項で「食料安全保障」について「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義され、その確保が図られなければならないとされました。

また、第2項では、食料の安定供給について「国内の農業生産の増大」を基本とすることは維持しつつ、輸入と備蓄について「安定的な輸入と備蓄の確保を図る」とされその位置づけが強められています。

③ さらに第4項と第5項が新設され、第4項では「国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持」を図るとし「輸出」による食料供給能力の維持が位置づけられました。さらに、食料供給能力について「農業及び食品産業の発展を通じ」維持するとしており、「農業」と並び立って「食品産業」が規定されています。

「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」という食料安保にとって「食品産業」の果たす役割の重要性が明記されたものといえます。

④ 第5項では「食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（中略）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう」な「合理的な価格形成」について定められ、「食料システム」という概念が新たに規定されております。ここでも「食品産業」が「農業者」や「消費者」と並んで「食料システム」の重要な役割を果たすことが前提とされています。

(3) 基本法の具体的改正についてすべてご紹介することはできませんが、この度の基本法改正により、食料安全保障が国際的な議論とも整合的な方向で定義され、「国内の農業生産の増大」を基本とした上で「安定的な輸入」の確保や食料供給能力の維持の観点から「輸出」も位置付けられるなど、食料安保について大きな前進があったと考えられます。

もっとも、基本法というその名称が示すように、基本法は理念を定めるものであってその具体化は関係する各法律や個別政策により実現されることになります。この国会で基本法とともに、その関連法として食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術活用促進法、特定農産加工法改正法が成立し、今後は基本法に基づき食料・農業・農村基本計画の策定作業が来年3月を目途に進められる中で、具体的な政策が検討・実施されていくこととなります。また、食料の合理的な価格形成などについては、来年に向けさらに検討が深められることとなっております。

3. 食料供給困難事態対策法について

基本法の関連法のうち、新たに制定された「食料供給困難事態対策法」について、不測の事

態時の食料安保に直接関係するものですので、簡単にご紹介します。

(1) 経緯

この法律制定の背景として、世界人口の増加等に伴う食料需要の増大の中で、異常気象に伴う主要産地の不作や、国際紛争、パンデミック等による物流の途絶等様々な要因によって国内における食料供給が大幅に不足するリスクが増大していることが挙げられています。

食料については、異常気象等の兆候に基づき供給不足を事前に予想することが可能であるので、その兆候の早期の段階から、事態の深刻度に応じた食料供給確保の措置を講ずるよう体制整備を行ったものです。

(2) 対策法の概要

- ① 米穀、小麦、大豆等の特定食料に影響する異常気象等の兆候を把握した時（食料供給困難兆候）に、内閣総理大臣を本部長、全ての国务大臣を本部員とする食料供給困難事態対策本部を設置し、事態の深刻度に応じ食料供給困難事態対策の実施方針を策定。

その方針に基づき、生産業者、販売業者、輸入業者等に対し出荷・販売の調整、輸入促進、生産拡大など民間の自主的な取組を要請。（以下の図の①に対応。以下同じ。）

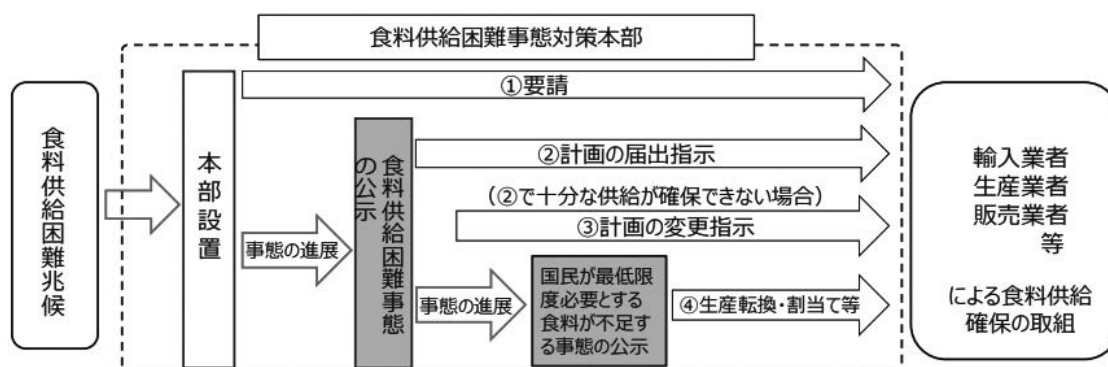
- ② 特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じた段階（食料供給困難事態）（注）で、本部が公示し、出荷・販売の調整、輸入拡大・生産拡大に係る計画の届出指示。

（注）平時と比べ供給量が2割以上減少、またはそのおそれ、買占め、価格高騰など国民生活への支障の発生

- ③ 届出計画では食料供給が十分でなく、更なる措置が必要と判断した場合に②の計画の変更指示

- ④ 国民が最低限度必要とする食料が不足するおそれがある場合は、本部が公示をした上で、生産転換や国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給を必要に応じて実施。

以上のように事態の進展に応じて各段階の対応を強化していく内容を骨格とするもので、これに伴う報告徴収・立入検査、財政上の措置、届出指示違反や立入検査拒否に対する罰則など実効性を担保するための措置も規定されています。



（出典：農水省HP）

むすび

日本の食料安全保障について、ご紹介するに当たって今回の食料・農業・農村基本法の改正で食料安保がどのように規定されたかをご説明してきました。「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義づけられ「生産者」と並んで「食品産業」の重要性も明確に位置付けられており、今後の具体的な政策展開に期待が持たれるところです。

今回は、食料安保の観点から食料・農業・農村基本法の改正と食料供給困難事態対策法を取上げました。改正基本法の具体的文言や新法のご紹介などで紙数も尽きてしまいましたので、我が国の食料安保を巡る具体的情勢については、次回稿を改めてご紹介することとし、今回はこの辺りで筆をおくことにいたします。

(以上)

【新連載】（第1回）

物流環境変化により求められる 生鮮流通（物流）の取組み

～農産物を中心に～

公益財団法人流通経済研究所
農業・物流・地域部門 副部門長
主任研究員 田代英男

はじめに

農水産物・食品流通は98%をトラック輸送が占め、2024年度からドライバーの時間外労働の上限規制が適用されること（2024年問題）から、流通の効率化・合理化が急務である。加えて、トラックドライバー以外の流通業者の労働力不足も顕在化しており対応が必要となっている。

また、流通の効率化・合理化のためには、物流データの把握が必要であり農林水産省では、令和5年度より、「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）¹」のうち「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通の高度化」（以下、「研究開発」という。）を進めている。弊所・流通経済研究所は上述の研究開発の代表機関を務めており、本稿ではその取組みを示し、今後の展開について考えてみたい。

農水産物・食品流通における課題

農水産物の流通は、下記特殊性から、産地の収益最大化等の部分最適に留まっており、流通全体の効率化・合理化、有事への対応、国際化への対応等の産地から小売までの全体最適のバランスを管理する手法が確立されていないことが課題となっている。

- ① 商品コードが標準化されていない
- ② 産地側を含め物流データが電子化されていない
- ③ 鮮度等の保持が求められる
- ④ 中間流通が多い 等

本研究開発は、上述の課題を解決するため、SIP第2期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」で整備したスマートフードチェーンプラットフォーム（「ukabis」）及びSIP第2期「スマート物流サービス」で整備した「リテール物流・商流基盤」を活用するとともに、既存コードから

1 <https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/index.html>

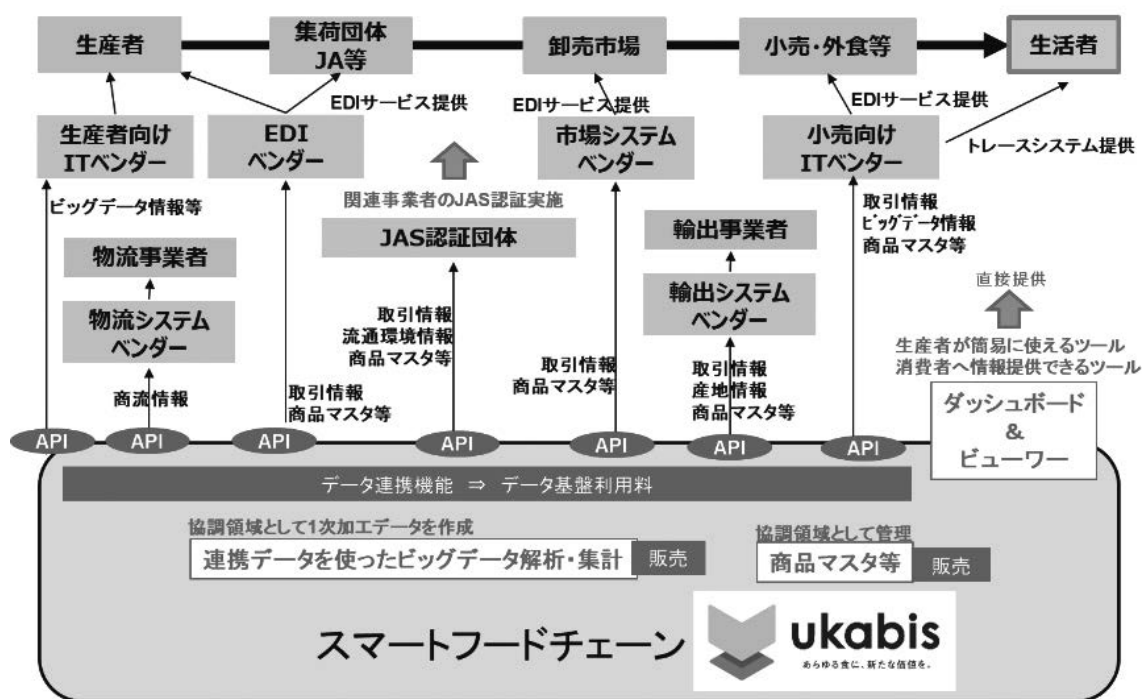
国際標準コードGS1に基づいた個体識別番号を提供するシステムの開発や検品自動化技術の開発等の環境整備を行い、これらを活用した農水産物・食品流通の高度化モデルを構築し、普及を図るものである。次に研究開発で主要となる、「ukabis」、「リテール物流・商流基盤」について、概要を示したい。

ukabisとは

近年、高まっている消費者の食品の鮮度や品質に対するニーズへの対応、本来食べられるのに廃棄されている食品「フードロス」の削減を実現するために、フードチェーン（食の生産、加工・流通、販売・消費、資源循環、育種／品種改良）の変革が求められている。

また、日本の農業は、後継者不足や貿易自由化の中での国際競争力の強化などの課題に直面している。ukabisはこうした課題に対応するための「スマートフードシステム」を支える生産、加工・流通、販売・消費、資源循環、育種／品種改良におけるデータ共有を可能とする情報連携基盤である。

各種サービスを提供する事業者の皆様と連携してまいります。



リテール物流・商流基盤とは

SIPスマート物流サービス²の一環として構築された、サプライチェーン全体の物流・商流データを蓄積・分析・共有するためのオープンで安全な基盤のことを指している。

この基盤は、2018年度から2022年度までの5年間、国の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において研究開発された。その中で、このリテール物流・商流基盤は弊所・流通経済研究所が日用消費財業界を対象としたものであり、以下4つのサービスを提供している。

① 納品伝票エコシステム

納品伝票・受領伝票情報を電子化・共有することで、サプライチェーンの関係者の効率化と透明性向上を目指す仕組み

② 荷主マッチング

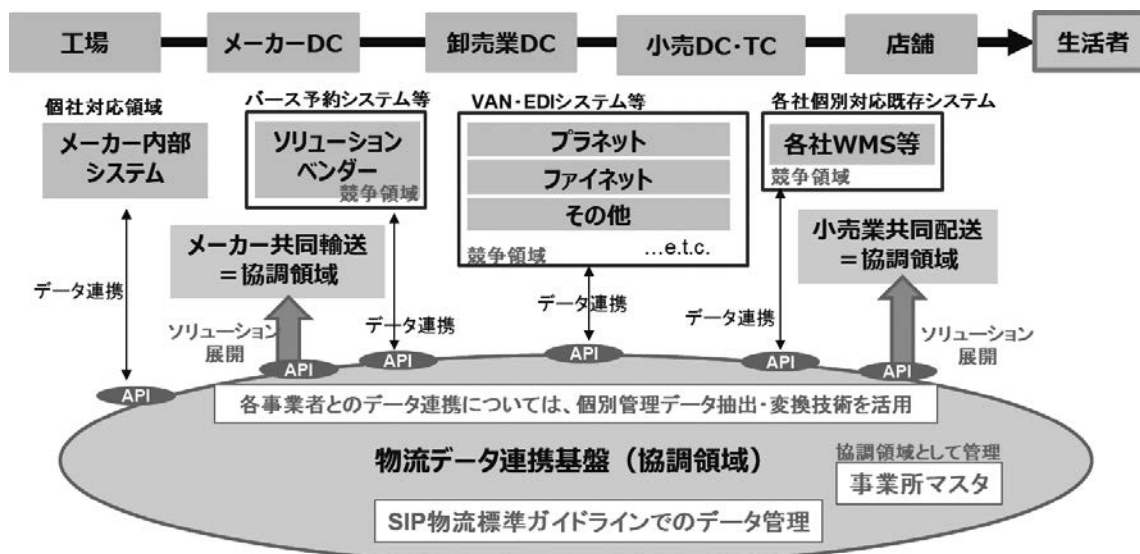
荷主の輸配送情報を基に、往復、混載輸送の組合せを算出する仕組み

③ リテール共同輸配送

小売業の発注情報を集約し、混載輸送の組合せを算出する仕組み

④ 事業所マスタ

物流情報標準ガイドラインに準拠したセンター・倉庫・店舗等をしめす場所の標準コードを提供する仕組み（未実装）



図表2 リテール物流・商流基盤の全体イメージ（出所：公益財団法人流通経済研究所）

² <https://j-pic.or.jp/sip-service/about-sip/>

本研究開発は、上述の「ukabis」、「リテール物流・商流基盤」を活用し、商品コード標準化及びソースマーキング技術により農水産物・食品流通の高度化を目指すものである。以降では、研究開発の取組み概要を示したうえで、それぞれの取組みテーマに焦点をあてていきたい。

研究開発における取組み概要

本研究開発では、令和7年3月末迄に、「技術的成果と開発目標」、「社会実装の目標」について定めており、実現のために次の3つの小課題について取組んで行く。

小課題① 個体識別番号提供システムの開発

個社独自の個体識別番号を、ukabisに接続することで国際標準コードGS1に基づいた番号に変換する仕組みを構築し、この個体識別番号を、2次元コード等で食品に紐づけ（ソースマーキング）することで、商品に関する情報をukabisを介して他の事業者等と相互伝達することを可能にする。

小課題② 物流省力化技術の開発

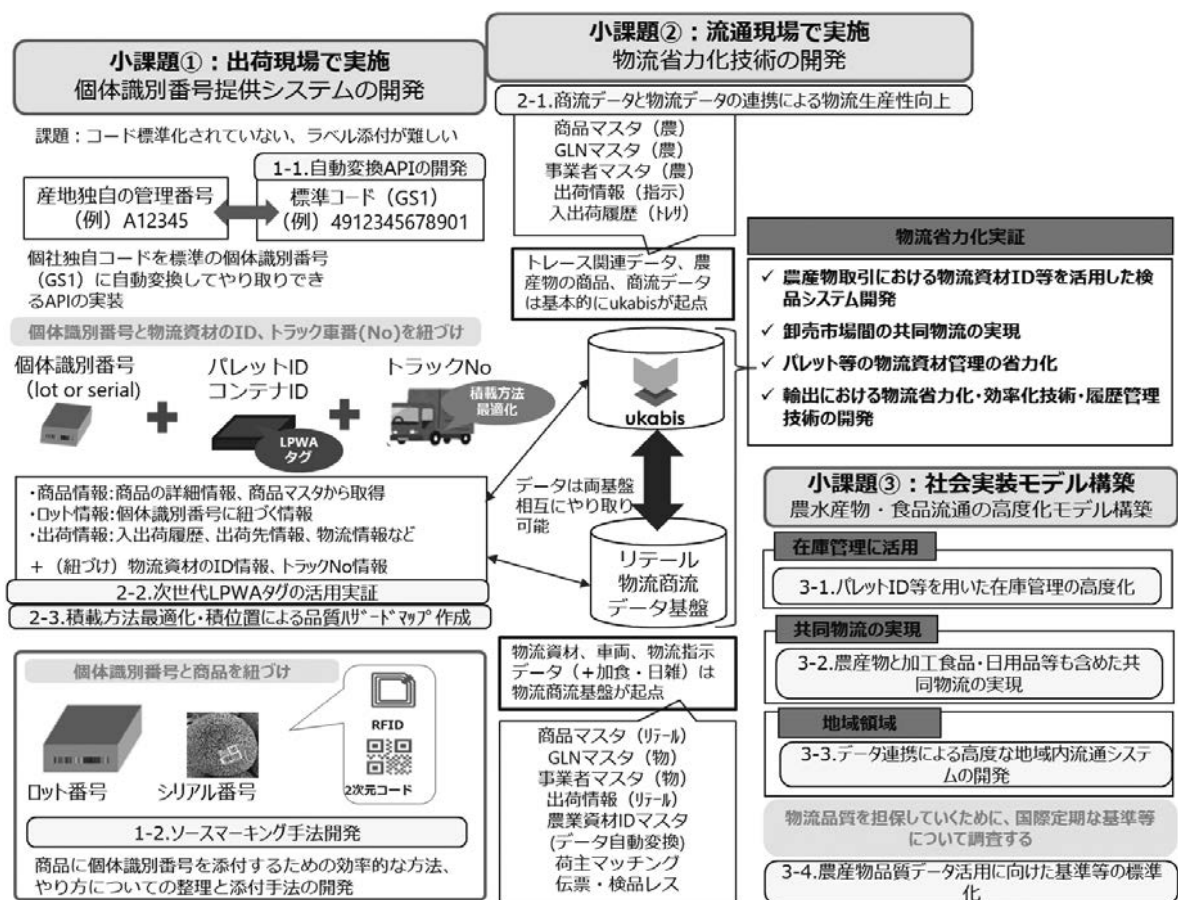
ukabisとリテール物流・商流基盤とのシステム連携を行うとともに、個体識別番号等を物流資材（パレット・コンテナ）やトラック等と紐づけることによる検品自動化技術や物流資材回収技術を開発する。

小課題③ 農水産物・食品流通の高度化モデルの構築

「①個体識別番号提供システムの開発」及び「②物流省力化技術の開発」を用いた農水産物・食品流通の高度化モデルを構築する。

技術的成果と開発目標	標準コード体系のブラッシュアップとコードの自動変換システムの構築（独自コード⇒標準化商品コードへの変換）。
	スマートフードチェーンukabisとリテール物流・商流データ基盤のAPI等によるシステム連携の技術開発。
	検品の20%以上の省力化ノウハウと技術の開発
	物流資材回収率を10%以上高める技術開発
社会実装の目標	農水産物・食品流通の高度化モデル（ソリューションとして5モデル以上）の構築
	検品の省力化や物流資材の回収負担の軽減による、流通段階でのデジタル化やパレット利用等の拡大
	農水産物・食品の消費者価格に占める物流費の軽減（5%減）と、生産者所得の向上
	標準コードの策定やデジタル化の推進に伴う、スタートアップによる新たな市場の拡大（スタートアップによる新規ソリューションローンチ2件以上）
	個体識別番号と物流資材IDとの紐づけシステム、物流資材IDとトラックナンバーとの紐づけシステムのukabisによるサービス提供開始
	物流資材ID等を活用した検品システム、トラックナンバーを活用した検品システムの完成及びサービス提供開始（検品工数50%減、トラックの待機時間25%削減）
	物流資材所在地情報把握システムの完成、サービス提供開始（回収率10%増）

図表 3 本研究開発の「技術的成果と開発目標」と「社会実装の目標」



図表 4 本研究開発の全体像

また、以降ではそれぞれの小課題毎の課題を示したうえで、具体的な実行課題について「開発目標」、「開発手法」を示していきたい。

小課題① 個体識別番号提供システムの開発

個体識別番号の発番と添付にあたり、解決すべき技術的課題は農水産物の産地サイドで既存のシステムの改修が技術的・予算的に困難であり、商品コード等を標準化コードに変更できない点にある。そのため、産地サイドでは既存の商品コードを使いつつも、ukabis側で標準コードに自動変換する機能の実装が解決手法となる。

標準化コードへの変換等は、マスターデータを用意し、データを送信する側で変換して送付することが一般的であるが、本研究開発では、データを受ける連携基盤側で変換を行うシステムを構築することにより、産地側のシステム改修が殆ど発生しないメリットがある。上述の課題解決のため、次の2点の実行課題を設け進めている。

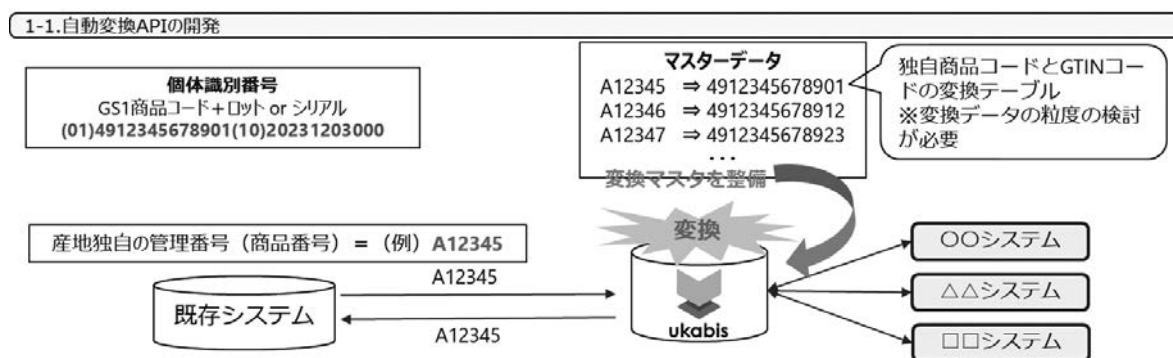
・ 1-1 個社独自コードのGS1コードへの自動変換APIの開発

・ 開発目標

個社独自の商品コードや品目分類を、ukabisに接続することで国際標準コードGS1に基づいた個体識別番号の品番に変換する仕組みを構築する。

・ 開発手法

個社独自の商品コードを含む商品マスターを複数の事業者から入手し、まずは、GS1の事業者コードから自動採番を行った商品番号とのマッピングを自動で行うアプリケーションを開発する。そのうえで、ユーザーIDごとに作成した個社独自コードとGS1標準化コードのマッピングデータを使い、データのインポート／エクスポート時に自動でデータ変換を実施するAPI等を実装する。



図表 5 個社独自コードの GS1 コードへの自動変換 API の開発の全体像

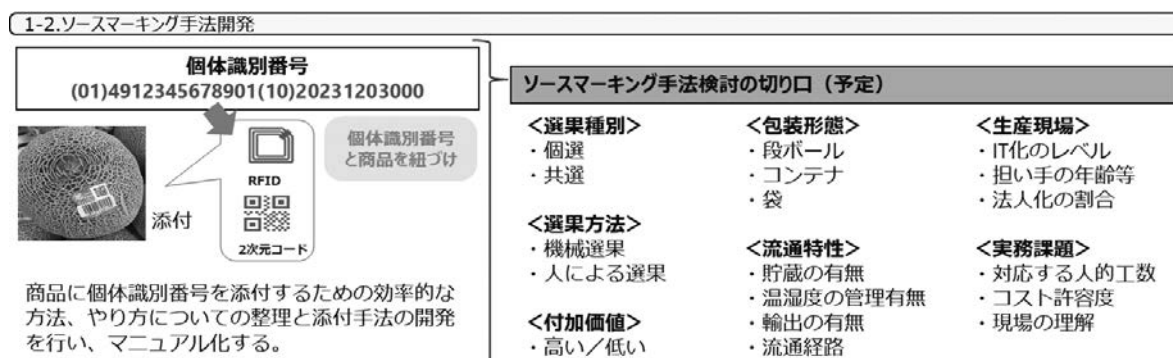
・ 1-2 効率的なソースマーキング手法の開発

・ 開発目標

個体識別番号のGS1コードを商品に効率的に添付し、読み取る手法の開発を行う。

・ 開発手法

ラベルメーカーやRFID等の技術を持つ企業と連携し、QRコードの開発を行い、読み取り機器を製造する企業等と連携して開発を行う。ソースマーキング手法として、インクジェットプリンター、ケースへのラベル添付、米等におけるフレコンバッグへの添付など、技術と荷姿の両面から開発を行う。



図表 6 効率的なソースマーキング手法の開発の全体像

小課題② 物流省力化技術の開発

解決すべき技術的課題としては、農水産物の商流データと物流に関するデータが切り離されてきたことで、流通サイドと物流サイドでデータが繋がらないことがあげられる。

「例えば、農業生産では生産管理ソフトで出荷までデータで管理できていたとしても、その後の物流に関しては、電話やFAXでのトラック手配や、物流企業のシステムでの管理となり、データ連携が途切れてしまっていた。」

今回、リテール物流・商流基盤を活用し、物流データとukabisの商流データを、物流資材やトラックのデータ、物流手配データと連携することで、生産から出荷、納品までの一連のプロセスを一気通貫することが可能となり、農産物流通の効率化、合理化を図ることができる。

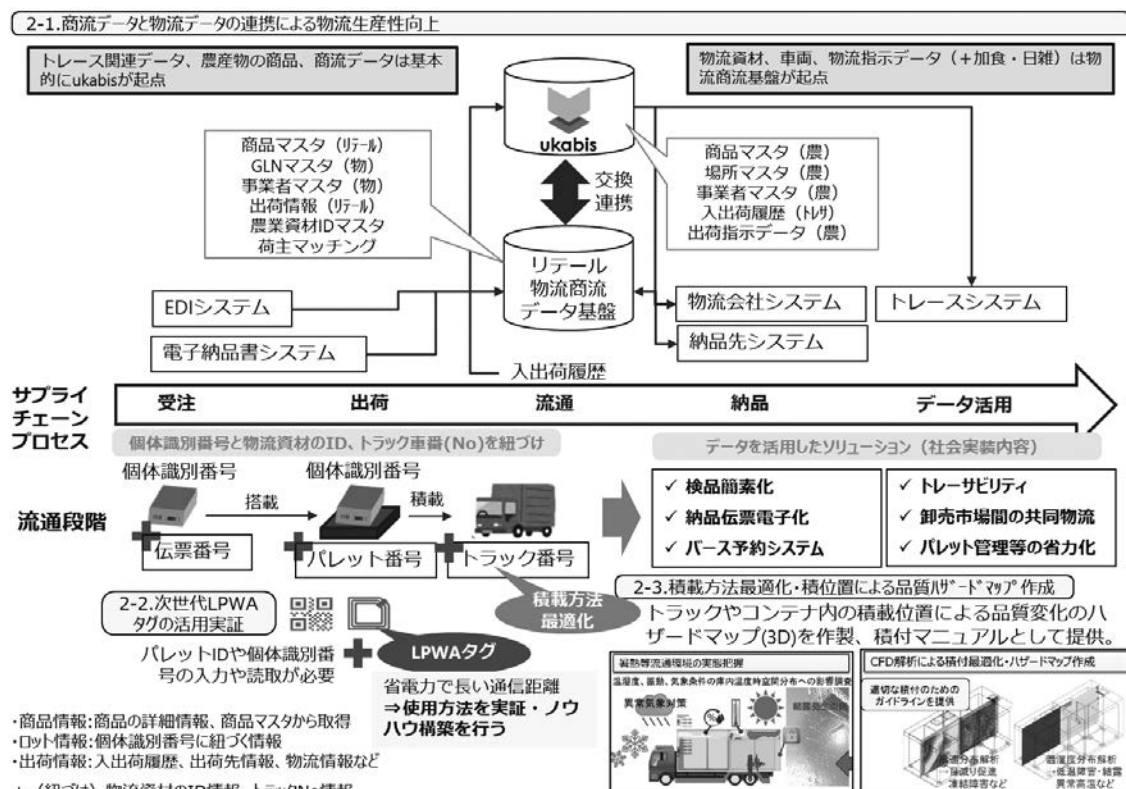
・ 2-1 商流データと物流データの連携による物流生産性向上

・ 開発目標

ukabisとリテール業界のリテール物流・商流基盤をAPI等の開発によって連携させ、個体識別番号と物流資材ID、トラック番号等の紐づけ技術等を開発し、パレットの回収率向上や検品省力化に繋げる。

・ 開発手法

ukabisの運営法人であるスマートフードチェーン推進機構と、リテール物流・商流基盤の運営法人である流通経済研究所が中心となり、ukabisと、リテール物流・商流基盤の開発会社と連携し、データ項目やシステムのアーキテクチャの確認等を行いながら、2つのデータ連携基盤のデータ交換を可能にするインターフェースの開発を行うほか、物流資材のIDを活用したパレット、商品の入出荷履歴・トレース情報の取得やトラック番号を利用した検品省力化のデータモデルを構築し、社会実装に繋げるためAPI等として実装する。



図表 7 物流省力化技術の開発の全体像

・ 2-2 物流資材のID識別における次世代LPWAタグの活用実証

・ 開発目標

物流資材のID管理には、従来のバーコードやQRコードに加え、RFIDタグ等が活用されてきているが、読み取り距離や通信距離の短さに課題があるため、低電力長距離通信LPWA（Low Power Wide Area-network）技術によるタグの活用技術を開発する。

・ 開発手法

実行課題2-1の実証と合わせてLPWAタグの技術開発と活用の実証を実施し、農水産物の物流における自動認識技術の一つとして確立を図る。通信距離とコストについてのビジネス検証も併せて実施する。

・ 2-3 農水産物のコンテナ等物流資材への積載方法の最適化および積載位置による品質ハザードマップ作成

・ 開発目標

物流資材IDと個体識別番号を紐づけたデータから、物流資材ごとの輸送環境ログと商品を紐づける。そのデータを活用し、パレットのコンテナやトラック荷台への積載位置による品質変化などを同定し、品種特性や商品の特性を踏まえた最適な積載位置の割り出しや、積載場所と物流資材の組合せによる品質予測を行う。

・開発手法

福岡県、熊本県と連携し、農産物の出荷データと物流資材のID等の紐づけを行い、資材と積載位置による品質変化の記録取りを行う。品質の確認、品質予測モデルの構築は九州大学が中心となって実施する。

小課題③ 農水産物・食品流通の高度化モデルの構築

解決すべき技術的課題としては、技術的なボトルネックが「小課題① 個体識別番号提供システムの開発」と「小課題② 物流省力化技術の開発」で解決されるものの、2024年問題への対応を含め、ビジネス的に成立するように技術が使われる「ソリューション化」の検討が急務であることがあげられる。

本小課題では、ビジネス的に実務で開発した技術がソリューションとして活用されるための社会実装に向けた実証やビジネスモデル開発を、サービスを提供する事業者と連動して実施する。

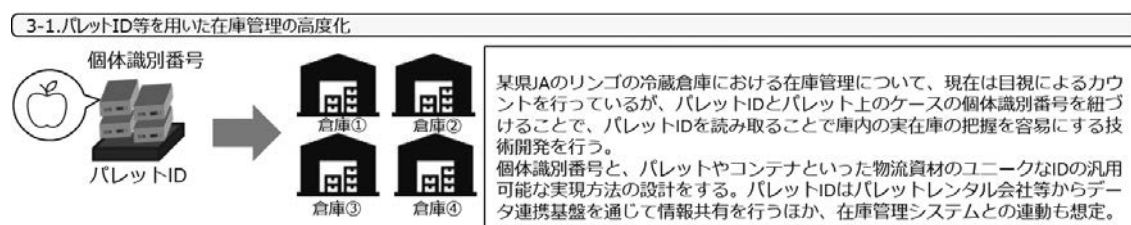
・3-1 パレットID等を用いた在庫管理の高度化

・開発目標

パレットIDと個体識別番号を紐づけることで、選果場や産地の倉庫内の在庫把握を容易にする技術開発を行い、在庫管理を高度化するソリューションを開発する。

・開発手法

某県JAの果物の冷蔵倉庫における在庫管理について、現在は目視によるカウントを行っているが、パレットIDとパレット上のケースの個体識別番号を紐づけて、パレットIDを読み取ることで庫内の実在庫の把握を容易にする技術開発を行う。個体識別番号と、パレットやコンテナといった物流資材のユニークなIDの汎用可能な実現方法の設計をする。パレットIDはパレットレンタル会社等からデータ連携基盤を通じて情報共有を行うほか、在庫管理システムとの連動も想定する。



図表 8 パレット ID 等を用いた在庫管理の高度化の全体像

・3-2 農産物と加工食品・日用品等も含めた共同物流の実現

・開発目標

ukabisの流通データ（受発注、出荷データ）と、リテール物流・商流基盤の物流デー

タを組合せ、農水産物と加工食品等の共同物流のマッチング技術を開発し、農産物の物流効率化に向けて、加工食品や日用品の事業者との共同物流（戻り便の活用、空きスペース活用によるトラックの積載率向上）を実現、ソリューションとして社会実装を行う。

・開発手法

リテール物流・商流基盤の活用に向けて検討を進めている物流データ利活用研究会に参画するリテール業界・物流企業と連携し、農業組合等の青果物や米を、加工食品等と共同で配送するための荷主間のマッチングシステムの開発を行い、実証を行うことでその効果を測定、ソリューションとしてのビジネスモデルの構築を行う。



図表 9 農産物と加工食品・日用品等も含めた共同物流の実現の全体像

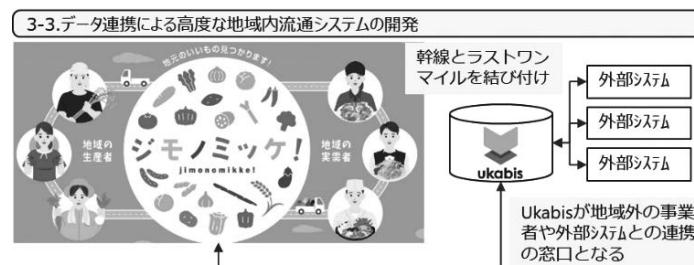
・ 3-3 データ連携による高度な地域内流通システムの開発

・開発目標

ukabisの流通データ（受発注、出荷データ）と、リテール物流・商流基盤の物流データを組合せ、地域内の生産者、流通業者と地元の物流企業の需給マッチングを行うプラットフォームを開発。

・開発手法

スマートシティなどに取り組む会津若松市等と連携し、地域内の流通・物流の合理化、効率化に向けたシステムの開発を行い、ソリューションとして社会実装を行う。本ソリューションの実証では、輸送コストが事業のボトルネックとなるフードバンク／子ども食堂向けの食材供給等への活用についても関係企業と連携して検討を行う。



図表 10 データ連携による高度な地域内流通システムの開発の全体像

・ 3-4 物流への農産物品質データ活用に向けた基準等の標準化

・ 開発目標

物流手段の選択や物流品質を評価するために必要となる、農産物の鮮度や日持ちといった品質データにおける、その基準や評価方法などについて海外も含めた調査を実施し、標準化に向けた整理を行う。

・ 開発手法

海外・国内の論文等のレビューと、国内外の事業者等へのヒアリングによってデータを整理し、標準化に向けて取りまとめを行う。

3-4.農産物品質データ活用に向けた基準等の標準化
物流品質を担保していくために、国際定期的な基準等について調査する
✓ 物流手段の選択や物流品質の評価に必要な農産物の鮮度や日持ちといった品質データにおける、その基準や評価方法などについて海外も含めて調査し、標準化に向けて整理を行う。 ✓ 海外・国内の論文等のレビューと、国内外の事業者等へのヒアリングによってデータを整理し、標準化に向けて取りまとめを行う。

図表 11 物流への農産物品質データ活用に向けた基準等の標準化の全体像

おわりに

今回は、内容がいささか単調となってしまったが、研究開発の概要及び目指すべき姿について示すことができた。次回以降では「①個体識別番号提供システムの開発」、「②物流省力化技術の開発」、「③農水産物・食品流通の高度化モデルの構築」についての具体的な取組み及び進捗状況や実施しているうえでの課題等について示していきたい。

寝ながら学ぶEDI

こんにちは。事務局の田中でございます。今回もまたざっくばらんな内容となりますので、どうかお気軽に読み飛ばしてください。

さて、自分と同じ誕生日の人に出会うと、何となく縁や親しみを感じるものです。また、同じ誕生日の有名人がいたら話のネタになったりもします。しかし、誕生日が同じだからといって才能や性格に類似性などあるはずはなく、まったくの偶然に過ぎません。

ところで、アトランダムに40人が集まったとしたら、この中に（双子はいないものとして）同じ誕生日のペアがいるのでしょうか。1年365日とすると、母集団が40人では少ないように思われますが、確率を計算するとこうなります。まず1人目と2人目の誕生日が異なっている確率は $364/365$ 。つぎに1～2人目と3人目が異なっている確率は $363/365$ 。つづいて1～3人目と4人目が異なっている確率は $362/365$ 。このように1～ $n-1$ 人目と n 人目の誕生日が異なっている確率は $(365-n+1)/365$ で計算できます。したがって、集まった n 人の誕生日がすべて異なる確率 $P_1(n)$ は、 $P_1(n) = (364/365) \times (363/365) \times (362/365) \times \cdots \times ((365-n+1)/365)$ で求められます。つまり、同じ誕生日のペアがいる確率 $P_2(n)$ は、 $P_2(n) = 1 - P_1(n)$ となります。そうすると $P_2(40) \approx 0.89$ となり、40人集まればおよそ9割の確率で同じ誕生日のペアがいると考えられるわけです。これは結果が一般的な直感に反している有名な事例で「誕生日のパラドックス」と呼ばれています。

ただし、ここにはレトリックがあって、あなたと同じ誕生日の人を探すとなると事情は異なります。あなたを含めて n 人いる中で、あなたと同じ誕生日の人がいない確率 $P_3(n)$ は $P_3(n) = (364/365)^{n-1}$ なので、同じ誕生日がいる確率 $P_4(n)$ は、 $P_4(n) = 1 - P_3(n)$ となります。そうすると、 $P_4(n)$ が9割(0.9)以上となる母集団は841人以上($n \geq 841$)にもなり、この数字も直感を裏切っているように思えます。

確率といえば、もうすぐサマージャンボ宝くじが発売されます。1等当選金額は5億円、前後賞(各1億円)を合わせると7億円にもなり、もし当選すれば人生が大きく変わりそうです。しかし、サマージャンボで販売されるのは1ユニット1,000万枚が24ユニットで、1等は1ユニットにつき1本しか出ないため、当選確率は1千万分の1(10個のサイコロを同時に振ってゼロ目が出る確率 $(6/6^{10})$ とほぼ同じ)しかありません。年末ジャンボにいたっては、1等当選金額と前後賞合わせて10億円に跳ね上がるものの、当選確率もさらに2千万分の1に下がります。

米テュレーン大学の地球科学教授スティーブン・A・ネルソン氏が発表した論文によると、人が一生の間に局地的な隕石、小惑星、彗星の衝突で死亡する確率は160万分の1だそうです(真偽のほどは定かではありませんが)。おそらく飛行機が墜落する確率のほうがずっと高いと思われますが、我々は平気で飛行機に乗りながら、隕石にぶつかって死ぬ確率より一桁低い宝くじの当選に期待をよせるのが不思議に思われます。

また、競馬や競艇、競輪などの公営ギャンブルの当選金の還元率（期待値）は7割以上ありますが、宝くじは5割を下回っています。つまり、理論的には、宝くじは購入時点で半分未満の価値に下がっているということです。これは法律（当せん金付証票法第5条第1項）により「当せん金付証票の当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額をこえてはならない」と定められているためで、どの宝くじも還元率はほとんど変わりません。

ちなみに、宝くじの販売収入の当選金以外の使い道は、公共事業に4割ほどが充当されています。残りの約1割が印刷経費や手数料などの経費として使われますが、その中には、おそらく億円単位の予算をかけて作られているCM制作費も含まれているはずです。しかし、そのCMにどれほどの販促効果があるのでしょうか。旬の芸能人を集めて空騒ぎさせているだけのCMはどうもいただけません。法律で当選金が増やせないのであれば、CM制作費を削ってももう少し公共事業に回せないのでしょうか。

さらに理解に苦しむのが、宝くじを買い求めて西銀座チャンスセンターに並ぶ長蛇の列です。チャンスセンターから1等が出るのは販売枚数が多いためで、近所のコンビニで購入しても当選確率に変わりはありません。還元率が低いうえ、まずもって当たらない宝くじが「愚者に課せられた税金」と呼ばれるのも、あの行列を見るとうなずけます。もっとも、被災地支援や公共事業を応援したいという趣旨で購入されているのであれば、まったく異論はありません。ただ、1等当選を信じて宝くじを買い続けているのであれば、体のいい詐欺に遭っているようなものではないでしょうか。

詐欺といえば、SNS型詐欺の被害が増大しています。警察庁の集計によると、今年1～3月の認知件数は1,700件、被害額は219億3千万円（1件平均1,290万円）に上ったそうです。SNS型詐欺とは、X（旧Twitter）やLINE、Facebook、Instagramなどのソーシャルネットワークサービス（SNS）を介して行われる詐欺行為のこと。たとえば、SNS上でZOZO創業者の前澤友作さんや経済評論家の森永卓郎さんといった著名人になりすまし、巧みにフォロワーを信用させて投資詐欺をはたらくケースなどがあります。また、SNSやマッチングアプリを利用して恋愛感情につけこむ詐欺（ロマンス詐欺）も急増しているようです。こちらの認知件数は603件、被害額は60億6千万円（1件平均1,005万円）とのこと。

被害者は中高年に留まらず若年層にも及んでいるようですが、いずれも最終的には金銭が要求されるので、冷静に考えれば普通はおかしいと気付くはず。しかし、たびたびニュースにも取り上げられ、盛んに注意喚起がされているにもかかわらず被害が一向に減らないのは、それだけ手口が巧妙化しているのに違いありません。自分だけはだまされないと思っているタイプが一番危ないそうなので、心当たりのある方はくれぐれもご注意ください。

不確実な状況下において意思決定を行うとき、あらぬ偏見（バイアス）が生じたり、複雑な問題を単純で分かり易い問題に勝手に置き換えたり（ヒューリスティック）、不合理な判断を瞬間的に行ってしまうことが人にはよくあります。詐欺被害に遭うのも、詐欺師の怪しい甘言に隠された罠があるのをよく考えず、自分に都合の良いように解釈してしまうことが大きな要因ではないでしょうか。

このような性向を「プロスペクト理論」として提唱したのが、今年の3月に亡くなった心理学者のダニエル・カーネマンです。カーネマンは行動経済学の先駆者で、プロスペクト理論や経済学と認知科学を統合した行動ファイナンス理論などの功績により、2002年にノーベル経済学賞を受賞しています。

プロスペクト理論によると「人は確率が低いときに大きく評価し、確率が高いときには小さく評価する」傾向があるようです。つまり、人は確率について合理的ではなく、主観による不合理な判断をしてしまうということです。当たらない宝くじを買うために行列を作ってしまうのも、もしかすると当たるかもしれないという主観的な願望（プロスペクト）により、期待値が実際よりも高く歪められているからに他なりません。

人の脳は体重の2%の重さしかないにもかかわらず、呼吸した酸素の25%を消費しているといわれています。たくさん頭を使うとお腹が減ったり、疲れを感じたりするのもこのためです。将棋のタイトル戦では、当日の昼食やおやつを報道するのが定番になっていますが、頭をフル回転させて対局する彼らの消費カロリーは相当なものではないかと推察します。太った棋士が少ないように思えるのも、日々、頭脳を酷使しているからではないでしょうか。

生物学的には、生死にかかわるような重要な判断を除けば、消費カロリーを極力抑えるために、できるだけ頭を使わないようにすることがデフォルトになっているのかもしれませんが。そのためにバイアスやヒューリスティックが生じ、人は往々にして不合理な判断を行ってしまうのです。

それでは、だまされないためにはどうすればよいか。まず、直感を信じないこと。直感が当たるのは単なる偶然です。そして、客観性を担保するために第三者の意見を聞いてみることに。いまならAIに相談するのもありかもしれません。とにかく安易な判断は避け、常に注意深く考えることです。ただ、四六時中警戒を怠らず過ごさなければならぬような生活はとても幸福とは思えません。また、この世は総じて適度なリスクを引き受ける者に有利に働くようにできているので、あまり用心深く構えていると折角のチャンスを逃すことにもなりかねません。もちろん大金を動かすような場合は相応の慎重を要しますが、少額の金銭の問題であれば、たとえだまされたとしても取り返しがつくものです。ですから、常にデフォルトに逆らってくたびれるより、多少の損失は当然のこととして受け入れて、楽しく毎日を過ごすのが正解かと思われるかもしれませんがいかがでしょうか。

生鮮取引電子化推進協議会 事務局
田中 成児

生鮮 E D I 等に関する勉強会への支援について

会員（正会員に限ります。以下同様。）が EDI を理解して、その利用・普及を推進することを目的に、会員相互の勉強会や、会員が取引先関係者を対象に開催する EDI 等に関する会合、会員の業界における関心事項についての講演会等に対して支援を行います。

なお、支援内容・手順は下記の通りとなりますので是非ご利用ください。

記

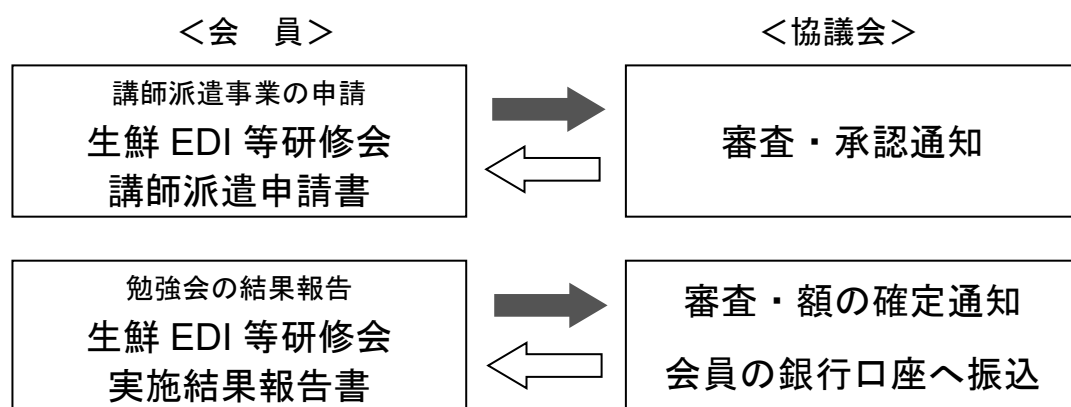
1. 支援対象

- ・ 会員相互が開催する EDI に関する会合への講師派遣費（旅費・謝金、以下同様）
- ・ 会員が取引関係者に対して行う EDI に関する会合への講師派遣費
- ・ 会員の業界における関心事項についての講演会等への講師派遣費

2. 支援の範囲

- ・ 1 件あたりの上限額を支払会費の 2 分の 1 以内とし、同一事業年度における支援措置は、原則として同一会員 1 回とします。
- ・ 支援金額（旅費、謝金）の支給方法は、協議会の規程に基づきます。

3. 申込方法等の手続きの流れ



4. お問い合わせ先

生鮮取引電子化推進協議会事務局

TEL : 03-5809-2867 FAX : 03-5809-2183

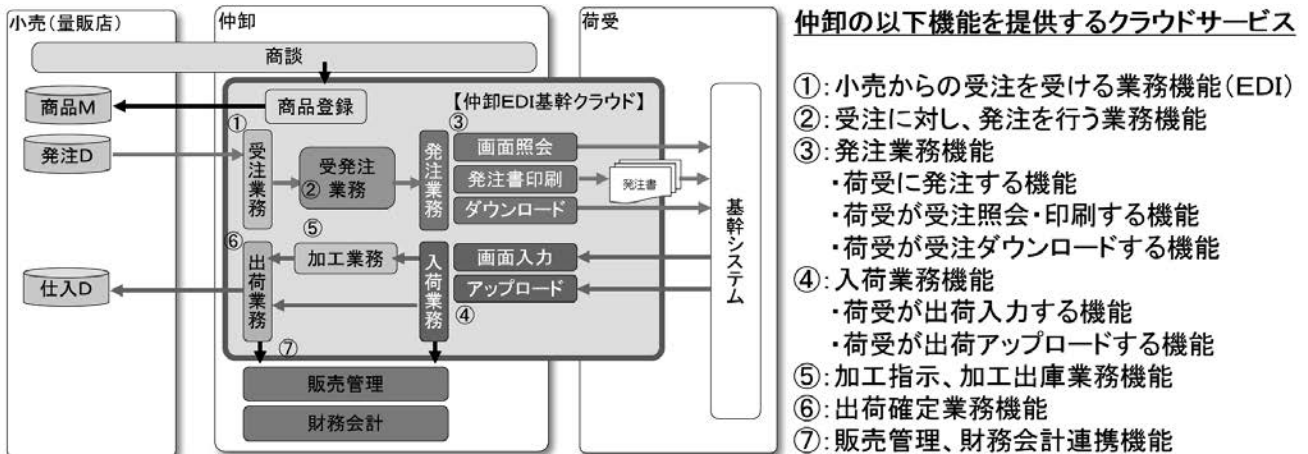
URL : <https://www.ofsi.or.jp/kyougikai/haken/>

以上

サイバーリンクスは、生鮮流通に必要なシステムをクラウドサービスでご提案します。

＜仲卸EDI基幹クラウドサービス＞

量販店との生鮮EDIを実現する為には、各社フォーマットに合わせたシステム開発が必要でした。仲卸EDI基幹クラウドサービスは、取引先（量販店や専門店）からのEDI受注を容易に実現します。また、受発注機能だけでなく「基幹業務機能」も備えており、必要な機能だけをご利用頂くことが可能な為、システム投資コストや維持コストを軽減します。



＜食品スーパー向け生鮮EDIサービス @rms(アームズ)生鮮＞

当社の生鮮EDIは、生鮮標準コードを活用し生鮮部門のEDI化を実現します。発注業務だけではなく、日々の利益管理が出来るシステムです。中小から大手小売業様まで抱えている問題点を生鮮業務に特化したサイバーリンクスのクラウドサービスが解決します。



導入実績 **60** 社以上
(2021年5月時点)

取引先 **2,000** 社以上

【お問い合わせ先】

株式会社サイバーリンクス 流通クラウド事業本部 営業1課 TEL:03-3453-2000 FAX:03-3453-2000



新規会員募集中！



流通業における情報システム化に関わる各種キーワード（GS1 標準、EPC、EDI など）を中心として、最新のシステム技術、システム化事例、業界動向、国際動向などの情報を共有し、流通業界全体のシステム化、標準化を推進することを目的とします。

※ 見学会につきましては、2024年度から再開する方向で進めております。

2023年度イベント実績

GS1 Japan
パートナー会員制度の
詳細はウェブで



開催日	イベント名	主なテーマ・議題
2023 /5/16	第1回特別セミナー	・流通と消費の今を読む—食品と百貨店を中心に
2023 /6/20	第2回特別セミナー	・広がる二次元シンボルの活用：標準動向と導入事例を中心に
2023 /8/1	第3回特別セミナー	・製・配・販連携協議会における物流効率化に向けた検討状況について
2023 /10/25	第4回特別セミナー	・海をめぐる問題とその解決策としてのトレーサビリティ ・EPCISのご紹介 / EPCISの可視化データに基づく物流業務効率化実証実験
2023 /11/21	第5回特別セミナー	・GS1事業者コードの最新動向 ・GS1 Japan Data Bank～商品情報データベース～の動向と今後について ・GEPIR終了について ～新サービスVerified by GS1 のご紹介～ ・商品マスタ情報の共通利用に向けて
2024 /2/9	<一般公開セミナー> GS1 標準によるDX, オムニチャネル環境 の業務革新 2023	・生鮮宅配「グリーンビーンズ」について -株式会社イオンネクストの取り組み- ・世界のネット販売で利用拡大するGS1標準 ・商品マスタ情報の共通利用に向けて

GS1 Japan
(一般財団法人 流通システム開発センター)



GS1 Japan
パートナー会員制度
のお問い合わせ

GS1 Japan パートナー会員制度事務局

www.gs1jp.org/group/partnership/ E partnership@gs1jp.org

© GS1 Japan

青果市場求人サイト

経営者
人事担当者
の皆様へ

求人広告

出稿のご案内

✓
いろいろな手
段で人材募集
をしているが、
イマイチ...

✓
求人広告を使
っても応募が
来ない...

✓
求人広告の費
用対効果に疑
問がある...



農経新聞社が
みなさまの求人活動を応援!

青果市場業界で初の
求人サイト を開設します

やっちゃんばジョブ

青果市場専門の 求人サイト

これまでなかった「青果市場専門」の求人サイトです。青果市場の卸売業者、仲卸業者を中心に、産地集出荷業者などの求人情報を掲載します。

専門紙が運営する 安心感

運営は青果物流通の専門紙を発行する農経新聞社。社員とともに成長し、企業を将来にわたって継続させようという前向きな会社を中心に掲載していきます。

充実した コラム、トピック

求人情報のほかに、人材育成や働き方改革の事例など求人出稿会社役に役立つ情報や、市場で働くために必須の知識など応募者に役立つ情報も提供します。

お問合せは

株式会社 農経新聞社
「やっちゃんばジョブ」係
受付: 平日10:00~16:00

☎ 03-3491-0360

✉ info@nokei.jp

やっちゃんばジョブ
Webサイトはこちら



2023年
4月18日(火)
オープン

<https://yacchaba-job.com>



やっちゃんばジョブ
とは?



専門紙が運営する安心感
運営は青果物流通の専門紙を発行する農経新聞社。社員とともに成長し、企業を将来にわたって継続させようという前向きな会社を中心に掲載していきます。



充実したコラム、トピック
求人情報だけでなく、人材育成や働き方改革の事例など求人出稿会社役に役立つ情報や、市場で働くために必須の知識など応募者に役立つ情報も提供します。専門紙ならではのサービスです。

新着の求人



特集コンテンツ



集出荷業務で、こんなお悩みありませんか？



数量確認のために荷捌きしている



数量のダブリや漏れが発生してしまう



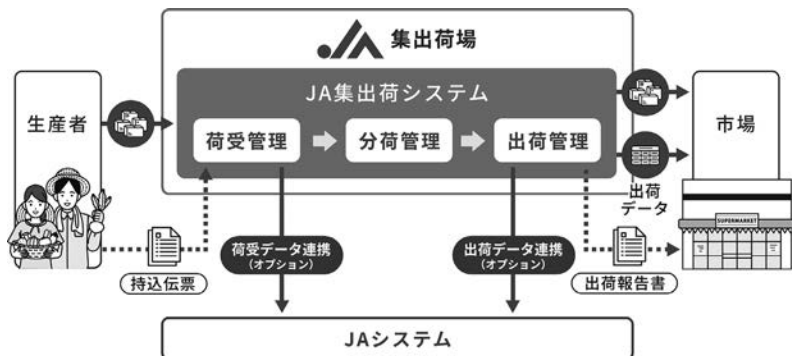
伝票入力などの手作業が大変



人手不足だが商品知識がないと難しい

JA集出荷システムで、そのお悩みを解決！

JA全農
推奨



- 1 荷受から集計まで
素早く正確な計数管理
- 2 様々な荷受方式・
分荷方式に対応
- 3 多重入力・繰り返し
入力が不要

資料請求・お問い合わせ >> contact@agripoint.jp

まずはお気軽に
お問い合わせください。

詳しくはこちら



集出荷業務効率化クラウドシステム
JA集出荷システム
www.agripoint.jp



セミセルフ、フルセルフを自在に。

HappySelf ハッピーセルフ (Web3800J/Web3800T)

セミセルフレジ・フルセルフレジ・対面セルフレジの3つの機能を搭載した、マルチセルフレジです。状況に応じて「セミ」・「フル」の機能を変えることにより、人手不足への対応やチェックアウトのさらなるスピードアップを実現。時間とスペースを効率的に使いたい店舗の抱える課題を解決します。

※「HappySelf」は株式会社寺岡精工の登録商標です。

新しい常識を創造する

株式会社 **寺岡精工**

お客さま窓口 平日 9:30~17:30
0120-37-5270
www.teraokaseiko.com



ハッピーセルフの
変身運用例

通常時

フルセルフレジ

混雑時

セミセルフレジ

変身

レイアウトの変更は
不要です

Cashier Layout In Future

編集後記

- ▶ 6月24日に開催した令和6年度第1回理事会及び通常総会においては、すべての議案についてご承認をいただきました。会員の皆様のご協力にこの場を借りて改めて御礼申し上げます。
- ▶ 本号から流通経済研究所の田代主任研究員による新連載が始まりました。田代氏は卸売市場流通に知見が深く、本連載では生鮮流通における物流合理化に資する取組を種々ご紹介いただける予定なので、是非ご期待ください。
- ▶ 新型コロナ禍が5類（インフルエンザなどの一般的な感染症）に移行してはや1年。最近は感染者数のニュースもとんと耳にしなくなりました。インバウンドも急速に回復して、いまだ多く目にするマスク姿を除けば、世の中は平常（コロナ前）に戻った感があります。当協議会も世の中の動きに合わせて、ご承認いただいた計画に基づき、平常通り事業活動に邁進する所存でおりますので、引き続きご支援の程よろしく願い申し上げます。

(トンボ)

例えば、こんなお悩みありませんか？

売り上げがいつ入るのか不安だ

新しい取引先を増やしたい

取引先との繋がりを強めたい

毎月の回収業務や振り込み確認作業が手間だ

取引先の信用リスク管理が不安だ

その課題解決に、アメリカン・エクスプレスの企業間（BtoB）決済を。

アメリカン・エクスプレスの企業間決済イメージ



そう、ビジネスには、これがある。

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc. 〒105-6920 東京都港区虎ノ門4-1-1

お問い合わせは



企業間決済の詳細は



生鮮取引電子化推進協議会会報

第104号 令和6年7月発行

発行所 生鮮取引電子化推進協議会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町
3丁目4番5号 第1東ビル6F

(公財)食品等流通合理化促進機構内

TEL：03-5809-2867

FAX：03-5809-2183

発行責任者 事務局長 佐南谷英龍

印刷所 株式会社 キタジマ